

9/24 時点

第二期 武蔵野市市民活動促進基本計画

令和4年度～令和11年度

《計画骨子案》

令和3年●月

武蔵野市

目次

第1章 計画の位置づけ等		3
1 計画策定の背景		3
2 計画の位置づけと計画期間		4
3 計画の策定体制		4
第2章 計画における基本的な考え方と目標		5
1 「市民活動」についての基本的な考え方		5
2 「市民活動促進」についての基本的な考え方		7
3 「連携と協働」についての基本的な考え方		9
4 計画の目標(目指すべき将来像)		10
第3章 本計画策定に当たっての成果と課題		11
1 第一期計画の成果・課題と現状		11
2 アンケート調査結果		14
第4章 施策の内容		15
基本施策1 市民活動の裾野の拡大		15
基本施策2 市民活動の促進と自律・自立に向けた支援の充実		16
基本施策3 市民活動の基盤の整備		16
基本施策4 課題解決のための「連携と協働」の推進		16
第5章 計画の実行に向けて		17
1 計画の進捗管理		17
2 計画の推進体制		17

第1章・第2章については
文面の素案を本資料にて
提示

これまでの策定委員会で
討議された内容

別資料（資料2）を
基に今回ご議論頂く
（議事次第2（2））

第6回策定委員会
（10/28）にて提示、
ご議論いただく

第1章 計画の位置づけ等

1 計画策定の背景

武蔵野市では、平成24年に「武蔵野市市民活動促進基本計画」（以下「第一期計画」という。）を策定しました。この計画は「武蔵野市NPO活動促進基本計画」（平成19～23年度）を引き継ぐもので、市民活動を促進するための基本的な考え方を示し、目標として「市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における『連携と協働』が実現し、すべての団体・組織が課題を解決していく社会」を掲げ、計画に基づく様々な施策が実施されてきました。計画期間（平成24～33年度）が半ばを迎えた平成27年には、この第一期計画を改定し、「武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画」（以下「第一期改定計画」という。）を策定しました。

このような中、令和2年4月より「武蔵野市自治基本条例」が施行されました。この条例では、市民自治の推進を図るための4つの基本原則（計画に基づく市政運営、情報共有の原則、市民参加の原則、協働の原則）を定め、市民・議会・行政それぞれの役割分担や市民主体のまちづくりの一層の推進を図ること明文化しています。

また、武蔵野市ではこれまで、市の最も重要な計画である「基本構想・長期計画」の最初の時期（昭和46年）から、市民参加・議員参加・職員参加による「武蔵野市方式」と呼ばれる計画策定を取り入れ、「市民自治」を原則とした市政運営に取り組んできました。令和2年4月から始まった「第六期長期計画」においても、自治基本条例の4つの原則を基本的な考え方とし、重点施策の一つに「時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展」を掲げ、市民参加の充実の必要性を述べています。

一方で、第一期計画及び第一期改定計画の策定以降の社会の状況をみると、少子高齢社会の到来、環境問題の深刻化、情報技術の急速な発達などによって、人々のライフスタイルや価値観には目まぐるしい変化が生じています。特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人と人との対面による交流が基本であったこれまでの市民活動に大きな影響を与えており、今後の市民活動促進のあり方について、あらためて検討し直すことが求められています。

このたび、第一期改定計画の計画期間が終了することから、これらの各種の社会情勢の変化など、市民活動を取り巻く状況の変化をふまえ、本市にふさわしい市民活動促進・支援のあり方の方向性を示すために「第二期武蔵野市市民活動促進基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、武蔵野市第六期長期計画を上位計画とする分野別の計画で、令和4年度以降の市民活動促進のための方向性及び主たる取組みを示すものです。

計画期間については、長期計画との整合を図るため、令和4年度から令和11年度までの8年間とします。

なお、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて、計画期間中に必要に応じて計画の評価・見直しを行う予定です。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
長期計画・調整計画	第六期（10ヵ年）									
	実行計画（5ヵ年）					展望計画（5ヵ年）				
					調整計画（5ヵ年）					
									第七期	
市民活動促進基本計画	～第一期（10ヵ年）									
		策定	第二期（8ヵ年）							
						評価				

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、より広い視野から市民活動の方向性を議論するため、学識経験者、市民活動関係者、公募市民、行政関係者からなる策定委員会を設置しました（構成については資料編を参照）。この策定委員会において、令和3年度中に計画素案を策定し、市長へ答申する予定です。

策定の過程においては、令和2年度までに開催された市民活動推進委員会における討議経過や、令和2年度の市政アンケート及び市民意識調査、令和3年6月に実施した市民活動団体に対する「武蔵野市市民活動団体実態調査」等を参考にしており、このたびの「中間のまとめ」の公表によって広く市民意見を求め、計画素案の検討に生かしていきます。

第2章 計画における基本的な考え方と目標

1 「市民活動」についての基本的な考え方

(1)市民活動の多様性

市民活動の大きな特徴の一つは、その多様性です。そのため、活動が様々な形態で存在することを踏まえ、その多様性がより良い形で発揮されるよう、各状況に応じた市民活動促進のあり方を考えることが重要です。

武蔵野市では、多種多様な分野で市民活動が展開されています。例を挙げると、コミュニティ協議会による地域づくりの活動や、地域社協（福祉の会）による地域福祉推進の取組み、緑ボランティア団体等による緑の保護・育成、自主防災組織等による災害への備えの取組み、さらに子育て支援や外国籍市民への支援などです。

<分野ごとの主な活動団体を表で整理する予定>

市民活動団体の団体としての特性も多様です。地域に根ざした団体から、同じ目的を共有しエリアにとらわれずに参加者が集まる団体まであり、また参加者の年齢・性別・職業等の諸属性、法人格の有無、参加者数や資金等の活動規模、有している技能などのソフト面での活動資源、活動場所や設備などのハード面での活動資源といった点で、特性が異なります。さらには、個々の団体による活動、団体どうしのつながりに基づく活動、民間企業や行政と連携した活動、特定の所属をもたない個人の市民活動など、活動の形態も様々です。さらに近年では、SNS などの手軽な情報発信・ネットワーク形成手段の広まりや従来のライフスタイルの見直しなどと相まって、プロボノなど特定の団体に属さない形での個人単位の市民活動への注目も高まっています。

このような多様な市民活動主体の特性が絡み合い、それぞれの市民活動の個性が形成され、多様性豊かな活動が実践されてきています。

(2)市民活動の公益性

市民活動の大きな特徴の第二は、社会的な課題の解決に資するという公益性です。一方で、実際に活動する市民一人ひとりにとっての動機や目的は、社会課題の解決だけでなく、個人的な関心であったり（私益）、参加者間の交流・親睦であったり（共益）するなど、複合的な面を持ちます。ただし、趣味等の私益的活動や、特定のコミュニティ内での共益的活動が、別の面から見れば公益性を有していたり、または後に公益に結びつく可能性を持っていたりするなど、私益-共益-公益¹は多面的で連続的な関係にあるといえます。私益-共益-公益は必

¹ 私益…個人の利益。自らのために提供される利益。共益…活動する団体内の共通の利益。相互に支えあいや見返りが存在する互酬的行為の中から得られる利益。公益…社会一般の利益。公共の利益。

ずしも明確には分けられず、また公益性の概念は時代や社会情勢によって変化します。

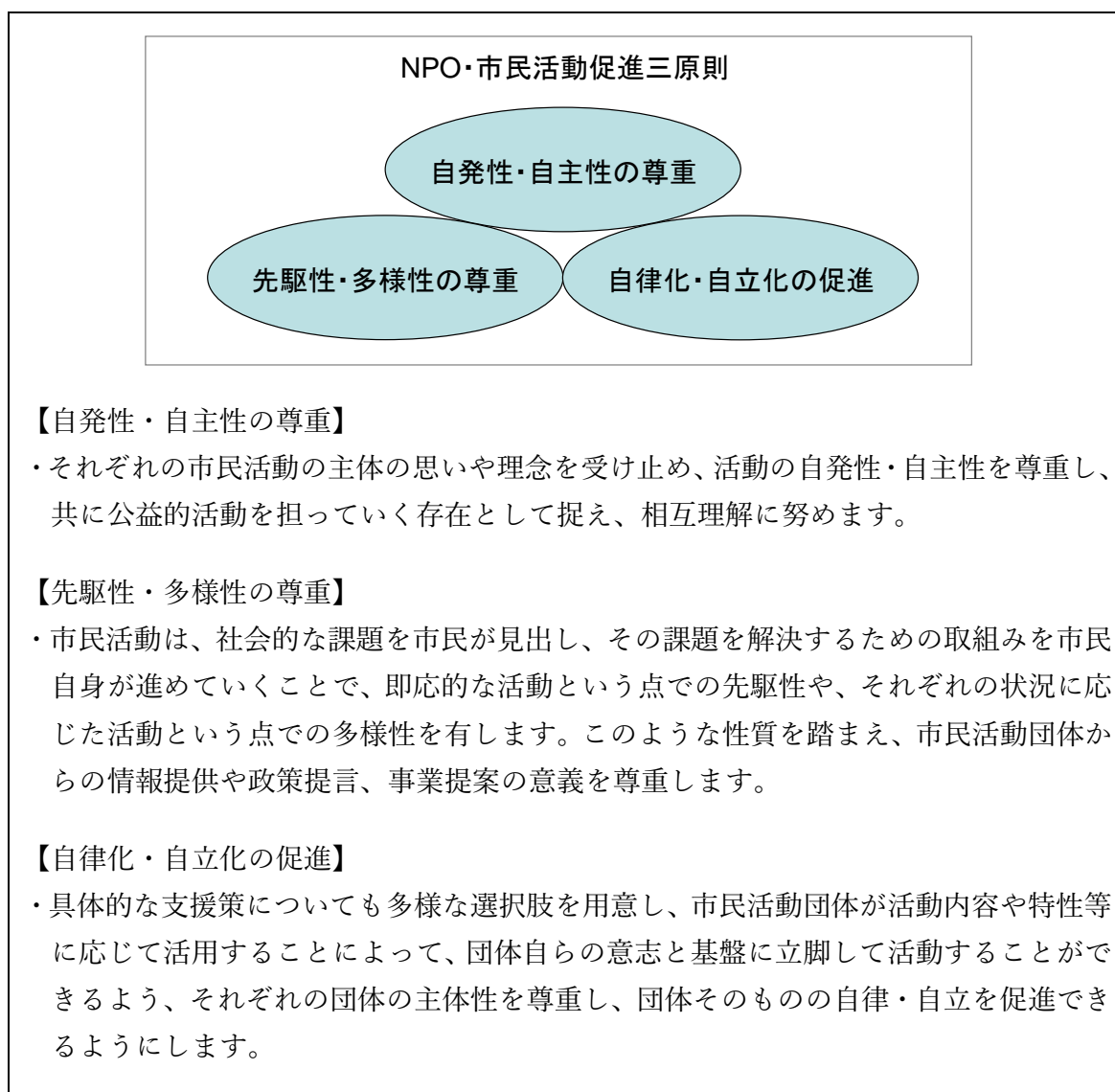
そのため本計画では、市民による公益的活動を広く「市民活動」と捉え、また私益・共益の要素を含む活動も、公益に結び付く可能性があるものは市民活動と捉えて促進していくこととします。特に、本計画は武蔵野市の行政計画である一方、市民活動は行政の機能を補完するのみのものではないことを踏まえ、行政との協働関係の有無に関わらず、市民活動を広く計画の対象として捉えます。

2 「市民活動促進」についての基本的な考え方

(1)市民活動促進に係る基本姿勢

武蔵野市では従来から、市民自治を推進するためのコミュニティづくりの基本として「コミュニティ構想」の理念と「コミュニティ自主三原則」の基本精神²を掲げてきました。第一期計画においては、この考え方を市民活動全体に活かした「武蔵野市NPO・市民活動促進三原則」を定めており（下記の図表1のとおり）、本計画においても、この原則の趣旨を継承し、市民活動促進に係る基本姿勢として位置づけます。

図表 1 武蔵野市市民活動促進三原則



² 「コミュニティ構想」の理念と「コミュニティ自主三原則」の基本精神…市民の「自主参加・自主企画・自主運営」という武蔵野市のコミュニティづくりの基本理念。

(2)市民活動の自律・自立と学びの重要性

市民活動の発展には、それぞれの市民・団体、企業、行政といった担い手が互いに協力していくことが重要です。この協力関係を市民・団体が対等な形で主体的に築き、実現していくため、各々が自律的・自立的に活動できることが重要となります。そのためには、実際の活動の経験を通じた気づきや成長が必要であるほか、変化の激しい時代においては、新たな課題に対応できるだけの力量を獲得していけるよう、専門家による助言や研修・講座などの学びの支援が一層重要となってきます。

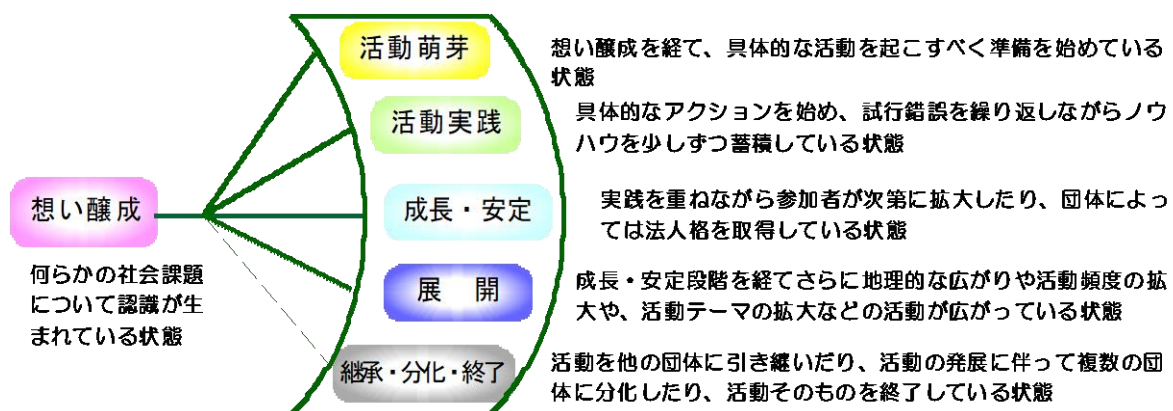
本計画では、市民活動の特徴である多様性と公益性を踏まえつつ、新しい時代に対応していく観点や、自律的・自立的な活動を促進していく観点を重視し、市民・団体の学びの重要性を踏まえた市民活動の促進を図ります。

(3)市民活動のステージ

市民活動の大きな特徴はその多様性にある一方、個別の市民活動主体であっても、時を経るにつれて、その特性やニーズに変化が生じると考えられます。これを「市民活動のステージ」として整理したものが図表2です。

市では、この市民活動のステージを念頭に置き、活動主体がどのような特性やニーズを有する可能性が高いのかを意識しながら、施策・事業を実施していく必要があります。

図表 2 市民活動のステージ



(各ステージの具体的なイメージについては、参考資料を参照)

※第一期計画（P13～18「改定計画推進に向けた新たな方向性」）のキーワードは、第4章の施策の内容で継承することを検討。

「魅力発信による参加促進」、「市民活動の循環」、「コーディネート機能」、「コミュニティ政策との連携」、「協働体制の構築」、「学びの場の充実」

3 「連携と協働」についての基本的な考え方

(1)「連携と協働」という表現について

本計画において、協働とは、武蔵野市自治基本条例の規定に即し、「多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力の下、それぞれの特性が最大限に発揮され、かつ、相乗効果を発揮しながら公共的課題の解決を図る取組み」と定めます。この「協働」とは、「市の主体的な取組みに市民の協力を得るもの」に限らず、「市民の主体的な取組みに市が協力するもの」や「市民どうしの協力」など様々な形態を含めた概念です。

一方で、協働よりもゆるやかなつながりとして、互いにコミュニケーションをとり、協力し合って活動を行う「連携」の関係も重要なものです。そのため、本計画ではこの「連携」も盛り込み、「連携と協働」という表現を用いています。

本計画では、市民活動の促進において、この「連携と協働」を重要なものとして捉え、その推進を図ることとします。

(2)「連携と協働」にかかる基本姿勢

本計画では、計画に定める取組みの推進に向けて、「連携と協働」を手段の一つとして位置づけており、行政と市民との間だけではなく、企業等も含めた多様な活動の担い手の間での「連携と協働」を重視し、実現していきます。

また、前述の通り、「連携と協働」を行うためには、それぞれの市民活動主体における自律・自立が求められることを踏まえ、自律的・自立的な市民活動の促進を図ります。

4 計画の目標(目指すべき将来像)

※目標は従来どおりの記述としていますが、今後修正を検討予定

市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における「連携と協働」が実現し、すべての活動主体が課題を解決していく社会

社会情勢が急速に変化し、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、社会的な課題やニーズもより多様かつ複雑なものとなっています。こうした中、限られた資源によって提供される行政サービスのみでは、個別具体的で多様なニーズに必ずしも応えきれないことが課題となっています。

一方、市民のニーズや共感に支えられ、市民が主体となる活動である市民活動については、社会的な課題の解決に向けて多様な活動が展開されています。さらに、市民活動は、社会的な課題の解決に資するのみでなく、市民間の共感を育み、つながりを形成していくものとしても機能しています。

今後、対応すべき社会的な課題やニーズがよりいっそう複雑かつ多様になっていく中で、市民活動を促進していくことの社会的な重要性は、ますます高まってきます。さらに、市民活動の促進を通じて社会的な課題の解決を図っていく上では、個人・団体や行政・企業等、様々な立場にある主体の間で「連携と協働」を進めていくことが重要となります。

こうした観点から、「市民による公益的活動が活性化し、同時に市民・活動団体相互や行政等の他の組織との間における『連携と協働』が実現し、すべての活動主体が課題を解決していく社会」を、本計画で目指す社会像としています。

これは、武蔵野市が昭和46年に策定した第一期長期計画以来、武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた「市民自治」の原則³とも合致するものであり、本計画においてもこの考え方を踏襲していきます。

³ 「市民自治」の原則…地方自治の主権者は市民であり、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動に責任を負うこと。

第3章 本計画策定に当たっての成果と課題

1 第一期計画の成果・課題と現状

本市では毎年度、第一期改定計画の施策ごとに、市による評価及び市民活動推進委員会による評価を行い、今後に向けた課題を抽出してきました。ここでは、基本施策ごとの市の評価（令和元年度の取組み）及び委員会の評価について記載しています。

基本施策1:市民活動の裾野の拡大

施策の概要

(1)市民活動のきっかけづくり【重点施策】

ボランティア意識向上に向けた場の提供や、活動のきっかけの場の提供、地域の魅力発信による参加につなげる地域の魅力発信を行います。

(2)多様な活動につながる情報の提供

市民活動団体の情報を多様な媒体と機会を通じて提供するとともに、地域の社会的な課題に関する情報など、活動のテーマにつながるような情報についても提供していきます。

市の評価

各種啓発事業を継続して実施しており、一定の参加者を保っている。また、環境啓発施設のR2年度の開設に向けて準備を進めてきた。情報発信における SNS の活用等、各取組みのさらなる充実を図っていく。

委員会の評価

各種の啓発事業や多様な手段による情報発信が行われていると評価できる。今後は SNS の活用や公共施設への Wi-Fi 設置等の環境整備を進めていくことが重要である。特にコミセンが情報発信の拠点として機能するとよい。また情報発信の主体間での広報の連携には工夫の余地がある。（記載予定）

特徴的な取組み

（記載予定）

アンケートにおける意見

（記載予定）

基本施策2:市民活動の促進と自律・自立に向けた支援の充実

施策の概要

(1)情報提供の充実

他団体の活動情報や団体運営に必要な情報、さらには助成金や融資制度など財政支援につながるような情報など、市民活動の多様性とステージにあわせ、自律・自立につながる情報を提供していきます。

(2)相談体制の拡充

市民活動団体の団体運営や事業内容等に関する相談に対応する体制の充実を図ります。

(3)財政的な支援

補助金制度の見直しを行うとともに、資金調達のための情報提供の充実を図ります。

(4)市民活動に関する学びの機会の提供【重点施策】

講座等の開催により、市民活動の多様性とステージにあわせ、必要な意欲・能力の向上の場を提供します。あわせて、地域課題を体系的に学ぶ場の構築を進めます。

(5)交流の促進

武蔵野プレイスを活用する等により、市民活動団体の交流機会の場の提供や、異なるセクターとの連携を推進します。

(6)コーディネート機能の強化【重点施策】

複雑化・多様化する課題やニーズに対応すべく、地域としてコーディネートしていく体制作りを進めます。

市の評価

情報提供、財政支援、交流促進等、市民活動促進の目的を様々な角度から実現していくための事業が行われている。引き続き市民活動団体のニーズを把握しながら施策・事業の充実を図っていく。

委員会の評価

多様な事業が数多く実施されていることは評価できる。ただし、学びの機会の提供や専門的な相談への対応など、行政による対応には限界もあるため、市民活動団体と連携した取組みについても検討が必要である(たとえば、市民活動団体が提供できる学びの場を活用する、特定の分野について詳しい団体が交代で、窓口で相談に応じる等)。「学び合う」場も重要である。ニーズをより的確に把握し、講座内容や相談体制の充実に活かしていく工夫が必要である。団体や活動を俯瞰した情報整理ができるとよい。固定化したメンバーの交代など、団体の組織の活性化に資する支援も求められている。

特徴的な取組み

(記載予定)

アンケートにおける意見

(記載予定)

基本施策3:市民活動の場の活用促進

施策の概要

(1)武蔵野プレイスの有効活用

テーマやニーズごとに市民活動団体同士をマッチングできるコーディネート機能の強化や相談体制の確立、市民活動に関する情報の発信や講座の開催など、武蔵野プレイスを活用した様々な支援を実施します。

(2)多様な活動の場の情報提供

コミュニティセンターをはじめとした様々な公共施設や公共施設以外の利用可能な施設等についても、幅広く情報を提供します。

市の評価

武蔵野プレイスの登録市民活動団体、市民活動フロア利用者数、各種事業の参加者数は、安定的に推移している。引き続き、情報発信やコーディネート機能強化、相談体制の充実等の取組みを進めていく。

委員会の評価

活動場所は屋内施設に限らず公園などの屋外スペースも考えられ、その利用方法・手続について、より分かりやすく情報提供を行ってほしい。手続きの簡素化も必要である。施設立地の課題を解消するため、施設どうしの連携・協働によるアウトリーチ型の事業も企画されており、今後の展開が期待できる。

特徴的な取組み

(記載予定)

アンケートにおける意見

(記載予定)

基本施策4:課題解決のための「連携と協働」の推進

施策の概要

(1)連携と協働に向けたネットワークの構築

協働に関する情報提供を行うとともに、企業・大学との協働に関する相談・情報提供や異なるセクターとの交流の推進を図ります。

(2)連携と協働に向けた体制の整備

「連携・協働」の考えを共有し、職員の協働に対する理解の促進と知識の習得を図るとともに、地域の情報や課題を、市民と行政が相互に学ぶことのできる場の構築を進めます。

市の評価

市民活動団体と行政との協働や、市民団体間の協働を促進する取組みが着実に進められている。今後は自治基本条例に則して職員の協働の意識をより定着させていくため、具体策の検討を進める必要がある。

委員会の評価

各種イベントに限らず、政策形成過程における行政・市民の協働も進められている。協働促進のために職員研修や職員・市民がともに学ぶ場の設定が必要である。

特徴的な取組み

(記載予定)

アンケートにおける意見

(記載予定)

2 アンケート調査結果

策定委員会にて報告した内容（報告書）から、ポイントとなる部分、結果概要の部分などを抜粋予定（団体実態調査と市民意識調査）

第4章 施策の内容

基本施策1 市民活動の裾野の拡大

1-1 市民活動のきっかけづくり

①教育機関等と連携した市民のボランティア意識の醸成
②市民活動に対する理解促進のための講座等の企画・実施
③参加につなげる地域の魅力発信

1-2 多様な活動につながる情報の提供

①市民活動団体の情報発信体制の拡充
②ソーシャルメディアの有効利用
③市民活動団体のPRに資するイベント等の企画・実施
④活動につながる多様な情報の発信

1-3 対象者の技能・状況等に応じた市民活動への参加促進

①教育機関等と連携した市民のボランティア意識の醸成
※ 1-1 ①の再掲
②求める技能を明確にした参加呼びかけ
③負担が少ない参加方法の確保

基本施策2 市民活動の促進と自律・自立に向けた支援の充実

2-1 情報提供の充実

①団体運営に必要な情報提供の充実
②民間の助成金や融資制度に関する情報提供の充実
③1-2①(再掲)
④利用可能施設の情報提供

以降も同様に、基本施策4まで項目を提示（第6回策定委員会（10/28）にて検討）

基本施策3 市民活動の基盤の整備

基本施策4 課題解決のための「連携と協働」の推進

第5章 計画の実行に向けて

1 計画の進捗管理

2 計画の推進体制

第6回策定委員会（10/28）にて提示し、検討予定